

第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置計画

大災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失する等多くの住民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市及び関係機関は相互に協力し、住民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じるものとする。

市は、災害後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、相談窓口の設置や租税及び公共料金等の特例措置、即効性のある臨時的な雇用創出策と、産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

また、市及び県は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため関係機関、団体等と協力し、各種資金の貸付等の措置を講じ、被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。これらの被災者の自立的な生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ避難等をしている個々の被災者も含めて広報するとともに、市職員や弁護士等を配置した総合的な相談窓口を設置し被災者の利用を促進するものとする。

なお、これらの措置に当たっては、県及び市は被災者の自立的な生活再建を的確に支援するため、手続の簡素化、事務処理の迅速化を図るものとする。

さらに、市は、災害時における被災者の自立的な生活再建を支援するため県及び関係機関等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置並びに見舞金の支給を迅速に行うものとする。

なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、特定の施設、特定の団体等への配分を指定する見舞金及び寄付金等は含まないものとする。

市は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際も、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることを検討する。

1章
総

則

2章

災害
予防
計画

3章

災害
応急
対策
計画

4章

災害
復旧
計画

附編

東海
地震
対応
計画

第1 相談窓口の設置及び文書等の準備

【秘書広報課・企画政策課】

1 相談窓口の設置

市、県及び警察署は相談窓口等を設置し、被災者のための生活相談を行うものとする。（関連：第3章第2節「第4 災害広報計画」）

表 4-1-1 各機関の相談の取扱い

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
市	市は、被災者のための相談窓口及び要配慮者や女性専用の窓口を設けるなど、苦情又は要望事項を聴取してその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
県	<p>ア 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。</p> <p>イ 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化にも対応するため、被災地及び避難所において、専門家等による相談等の事業を行う。 （ア） 要介護者への巡回相談事業の実施 （イ） 被災児童・生徒及び親への相談事業の実施</p> <p>ウ 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、（独）住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。</p> <p>エ 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市との緊密な連携を図る。</p>
警 察 署	<p>ア 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。</p> <p>イ 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。</p>

2 文書、様式の事前準備

災害復旧・復興対策に必要な文書、様式手続については、あらかじめ各事務担当課で用意しておく。

3 被災者に関する支援の情報提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、災害後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

4 他の自治体に避難した被災者への情報提供

市は、他の自治体に避難した被災者等に対して、市ホームページ等で情報提供を行うとともに、相談受付や必要な情報等の提供を行うものとする。

第2 租税及び公共料金等の特例措置

【税制課・市民税課・資産税課・保育課・建築住宅課・社会福祉課・商工振興課・農業振興課・会計課・財政調整課・県・関係機関】

市は、国、県及びその他関係機関とともに、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、災害の状況に応じ、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進するものとする。

また、市及び関係機関は、これらの対策が活用されるよう被災者に対して情報の提供を充分に行っていくものとする。

表 4-1-2 被災者支援事業一覧

担当部局	支援項目
税制課・市民税課・資産税課	市税の減免
保険年金課	国民健康保険料の減免
保険年金課・日本年金機構	国民年金の減免
保険年金課・千葉県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者保険料の減免
介護支援課	介護保険料の減免
保育課	保育料の猶予
経營業務課	水道料金、下水道使用料の減免
東日本電信電話(株)	通信事業における費用の減免
東京電力パワーグリッド(株)	電気事業における費用の支払い期限の延伸や免除
京和ガス(株)、京葉ガス(株)	都市ガス事業における費用の支払い期限の延伸
日本郵便株式会社(流山郵便局)	郵政事業による特別取扱い
日本放送協会	放送受信料の免除
商工振興課・松戸公共職業安定所(ハローワーク松戸)	離職者への措置
商工振興課・松戸公共職業安定所(ハローワーク松戸)	雇用保険の失業給付に関する特例措置
建築住宅課	住宅整備及び復旧計画の検討
建築住宅課	公営住宅の整備・復旧
建築住宅課	(独)住宅金融支援機構の利用
社会福祉課・県	災害援護資金の貸付
社会福祉課・市社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付
商工振興課・県	中小企業への融資
農業振興課・県・公共職業安定所・防災関係機関	農林漁業者への融資

1章
総

則

2章

災害
予
防
計
画

3章

災害
心
急
対
策
計
画

4章

災害
復
旧
計
画

附編

東
海
地
震
対
応
計
画

担当部局	支援項目
会計課・スポーツ振興課・財政調整課・ 社会福祉課・日本赤十字社千葉県支部・ 千葉県共同募金会	義援金品の配布（受入れ・保管・配分）
社会福祉課	被災者生活再建支援金の支給
社会福祉課・日本赤十字社千葉県支部・ 千葉県共同募金会	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給
社会福祉課・日本赤十字社千葉県支部・ 千葉県共同募金会	災害見舞金の支給

第3 被災者台帳の作成

《災害対策基本法第90条の3、第90条の4》

【防災危機管理課・税制課・市民税課・資産税課】

被災者の住家の被害状況や各種支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約し、各種の支援措置が早期に実施されるよう被災者台帳を作成する。

(1) 記載項目

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施状況
- キ 要配慮者である時は、その旨及び要配慮者に該当する理由
- ク その他

作成に当たっては、避難者名簿を活用することとする。《「避難者名簿の作成」(震-3-84)》

(2) 台帳情報の利用及び提供

次の条件に該当する場合、台帳情報を利用または提供することができる。

- ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ウ 他の地方公共団体が援護の実施に必要な限度で台帳情報を利用するとき

第4 罹災証明書の交付

《災害対策基本法第90条の2》

【防災危機管理課・予防課・税制課・市民税課・資産税課】

罹災証明書は、被災者生活再建支援法、災害救助法及び千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

1 罹災証明書の交付体制の整備

罹災証明書を遅滞なく交付できるよう、住家被害調査の担当者の育成、他市町村との協定の締結、建築物の被害認定調査における点検項目リストをあらかじめ作成しておくなど、罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努め、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

また、地理情報システム（GIS）の活用や罹災証明書発行支援システムの導入を検討する。

2 交付手続き及び証明項目

罹災証明書の発行に先立ち、速やかに必要な住家等の被害調査を行う。罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。証明手数料は、無料とする。

(1) 家屋の損壊等に関する証明項目

【税制課・市民税課・資産税課】

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部損壊
- イ 流出、床上浸水、床下浸水
- ウ その他

(2) 家屋の火災に関する証明項目

【予防課】

- ア 全焼、半焼、部分焼、ぼや
- イ 全損、半損、小損
- ウ その他

《様式27・28》

なお、罹災証明書で認定する被害の程度によって、罹災者に対する支援措置が異なるため、認定結果に対する罹災者の理解を得られるよう十分な説明を行うこととする。理解が得られない場合は、被害程度の判定作業を再度行うものとする。

1章
総

則

2章

災害
予防
計画

3章

災害
応急
対策
計画

4章

災害
復旧
計画

附編

東海
地震
対応
計画

第2節 生活関連施設等の復旧計画・復興計画

災害復旧計画は、被災した各施設の原型復旧に合わせ、再度の災害発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行うなど将来の災害に備えるものとし、応急復旧終了後、被害の程度を十分調査して策定するものとする。

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定

【防災危機管理課・企画政策課・各課】

災害の発生後、市は復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定する。

市は被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して迅速な応急復旧と二次災害防止対策を講じ、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努め、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を十分に尊重し、市と住民との協働により計画的に事業を進める。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画や、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

復興調査や復興計画の策定については、事前に各方面からの研究を行うとともに、復旧・復興の推進のために国や県の協力を求めるものとする。

第2 災害復旧計画・復興計画の作成

【防災危機管理課・企画政策課・各課】

市は、所管する公共施設についての災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査し、災害復旧計画を速やかに作成するものとする。また、必要に応じて大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、実施するものとする。

この際、災害復旧計画作成の担当は防災危機管理課とし、災害復興計画作成の担当は企画政策課とする。

災害復旧計画・復興計画の基本方針は、以下のとおりとする。

1 災害の再発防止

災害復旧計画・復興計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成するものとする。

2 災害復旧・復興事業期間の短縮

災害復旧計画・復興計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう関係機関は連絡調整を図り、事業期間の短縮に努めるものとする。

第3 災害復旧事業に伴う財政援助

【財政調整課・各課】

市及び関係機関は、被災施設の復旧計画を速やかに作成するとともに、国・県が費用の全部又は一部を負担（補助）するものについては復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努めるものとする。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じた公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「国庫負担法」という。）その他に規定する緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営されるほか、災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担（補助）して行う災害復旧事業は、次のとおり。

1章
総

則

2章

災害
予防
計画

3章

災害
応急
対策
計画

4章

災害
復旧
計画

附編

東海
地震
対応
計画

表 4-2-1 財政援助対象事業

災害復旧事業計画	復旧事業対象	適用法令
公共土木施設 災害復旧事業計画	河川 海岸 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 港湾 漁港 下水道 公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 注) 以下の法令も適用 河川法 : 河川の復旧事業 道路法 : 道路の復旧事業 下水道法 : 下水道施設の復旧事業
農林水産業施設 災害復旧事業計画	農地 農業用施設 林業用施設 共同利用施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市施設 災害復旧事業計画	街路 都市排水施設等 堆積土砂排除	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 都市災害復旧事業事務取扱方針
上水道 災害復旧事業計画	上水道施設	水道法
住宅 災害復旧事業計画	公営住宅及び共同施設(児童公園、共同浴場、集会所等)	公営住宅法
社会福祉施設 災害復旧事業計画	保護施設	生活保護法
	老人福祉施設	老人福祉法
	身体障害者更正援護施設	身体障害者福祉法
	知的障害者援護施設	知的障害者福祉法
	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	婦人保護施設	売春防止法
	児童福祉施設	児童福祉法
母子・父子福祉施設	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
医療施設、病院等 災害復旧事業計画	医療機関施設等 感染症指定医療機関 感染症法予防事業	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
学校教育施設 災害復旧事業計画	公立学校	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
社会教育施設 災害復旧事業計画	公立社会教育施設	
その他 災害復旧事業計画	災害により急を要する土地区画整理事業	土地区画整理法
	災害により特に必要となった廃棄物の処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	臨時に行う予防接種	予防接種法

第4 災害復旧事業の実施

【各課・県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関】

災害により被害を受けた公共施設の復旧を迅速に行うため、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、災害復旧事業を早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置するものとする。

第3節 激甚災害の指定に関する計画

市は、災害による被害規模が甚大な場合には激甚法に基づく財政援助等を受けて公共施設の災害復旧事業や被災者等への支援措置が迅速かつ円滑に実施できるようにするため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害又は局地激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

第1 激甚災害に関する調査

【防災危機管理課・各課】

市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等に協力するため、災害発生後迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整えるものとする。

なお、県知事は、県内に災害が発生した場合には被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の各関係部局に必要な調査を行わせるものとする。県の関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を取りまとめ、県総務部を通じて県知事に報告するものとする。

第2 特別財政援助の交付手続等

【防災危機管理課・財政調整課】

1 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定。のち数次の改正あり。）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定。）の二つの指定基準がある。

《資料37・38》

2 激甚災害指定の決定

県知事は、被害調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告するものとする。内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、政令に基づき指定する。なお、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを検討し、内閣総理大臣に答申する。

3 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出するものとする。

1章

総

則

2章

災害
予防
計画

3章

災害
応急
対策
計画

4章

災害
復旧
計画

附編

東海
地震
対応
計画

4 財政援助対象事業等

激甚法に定める財政援助等が受けられる事業等は、次のとおり。

表 4-3-1 激甚災害に係る財政援助措置の対象事業

<p>1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 [法第3条、4条][令第1～5条]</p>	<p>1 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園</p> <p>2 公共土木施設災害関連事業 災害復旧事業のみでは再度災害の防止に効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設の新設又は改良に関する事業</p> <p>3 公立学校施設災害復旧事業</p> <p>4 公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業</p> <p>5 生活保護施設災害復旧事業</p> <p>6 児童福祉施設災害復旧事業</p> <p>7 幼保連携型認定こども園の災害復旧事業</p> <p>8 養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業</p> <p>9 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業</p> <p>10 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業</p> <p>11 婦人保護施設災害復旧事業</p> <p>12 感染症指定医療機関災害復旧事業</p> <p>13 感染症予防事業</p> <p>14 幼稚園災害復旧事業</p> <p>15 堆積土砂排除事業</p> <p>16 湛水排除事業</p>
<p>2 農林水産業に関する特別の助成</p>	<p>1 農地等の災害復旧事業等 [法第5条、令第14～18条]</p> <p>2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 [法第6条、令第19条]</p> <p>3 開拓者等の施設の災害復旧事業(県) [法第7条、令第20条]</p> <p>4 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通(県)[法第8条]</p> <p>5 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業(県)[法第9条、令第21条]</p> <p>6 土地改良区等の行う湛水排除事業(県) [法第10条、令第22条]</p> <p>7 共同利用小型漁船の建造(県) [法第11条、令第23条]</p> <p>8 森林災害復旧事業(県) [法第11条の2、令第23条の2]</p>
<p>3 中小企業に関する特別の助成</p>	<p>1 中小企業信用保険法による災害関係保証[法第12条、令第24・25条] ・付保限度額の別枠設定 ・保険填補率の引き上げ 70/100→80/100 ・保険料率の引き下げ</p> <p>2 事業協同組合等の施設の災害復旧事業(県) [法第14条、令第27条]</p>
<p>4 その他の特別の財政援助助成</p>	<p>1 公立社会教育施設災害復旧事業 [法第16条、令第33～35条] ・公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他の社会教育施設(2/3補助)</p> <p>2 私立学校施設災害復旧事業 [法第17条、令第36～38条] ・私立の学校(1/2補助)</p> <p>3 市町村が施行する感染症予防事業 [法第19条] ・費用支弁における国・県の負担率引き上げ</p> <p>4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付け [法第20条] ・国の貸付金の割合の引き上げ(災害を受けた年度及びその翌年度)</p> <p>5 水防資材費 [法第21条、令第39・40条] ・水防のために使用した資材に関する費用(2/3補助)</p> <p>6 罹災者公営住宅建設等事業 [法第22条、令第41条] ・公営住宅の補助率の引き上げ 2/3→3/4 ・補助対象戸数 減失戸数の5割</p> <p>7 小災害債に係る元利償還金 [法第24条、令第43～47条] ・地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入</p> <p>8 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例[法第25条、令第48条] ・基本手当の支給</p>

注)表中の[法]は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

[令]は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」